

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1		府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続		
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>社会保険診療は世界に冠たる我が国の国民皆保険制度の中で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格の下にフリーアクセスで国民に必要な医療を提供するものであり、極めて高度の公共性を有している。そのため、所得金額の計算上、社会保険診療報酬に係る収入は医療機関の総収入金額等に算入されず、また、社会保険診療に係る経費は当該医療機関の必要経費等に算入されないこととなっている。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという高度の公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。</p>		
関係条文	 地方税法第72条の23 地方税法第72条の49の8 		
減収見込額	(初年度) — (▲87,384) (平年度) — (▲87,384) (単位:百万円) ※平成23年6月実施第18回医療経済実態調査及び平成22年医療施設調査より推計		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国民皆保険の中で、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図るため、社会保険診療に係る非課税措置を存続するものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国では、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を低廉な価格で受けられるように、国民皆保険制度及びフリーアクセスの仕組みを実現している。この制度を将来にわたり維持、継続するという要請に応え、あまねく日本全国において、公定価格の下に良質な医療を安定的に供給することを実質化するものとして社会保険診療がある。このように社会保険診療は国民の生活の安定と福祉の向上に資する、極めて高い公共性を有している。</p> <p>労働集約型で人件費の負担が大きいことや、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化、昨今の医師不足や救急医療に対する不安などの医療を取り巻く環境の変化に適切に対応し、上述のような極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、本特例措置の存続による下支えが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標Ⅰ 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	政策の達成目標	地域の医療提供体制を維持する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	地域の医療提供体制を維持する。
	政策目標の達成状況	地域の医療提供体制の維持ができています。
有効性	要望の措置の適用見込み	125,749 件/年 ※平成23年6月実施第18回医療経済実態調査及び平成22年医療施設調査より推計
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、高度な公共性を有する社会保険診療提供体制を確保していくためには、本措置の存続による下支えが有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	社会保険診療報酬に係る概算経費率制度(所得税・法人税)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	労働集約型で人件費の負担も少なくない制約の中、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、本特例措置の存続による下支えが必要である。
	ページ	1 — 2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成23年 87,384百万円 平成22年 88,039百万円 平成21年 110,071百万円 平成20年 118,224百万円 ※ 医療経済実態調査及び医療施設調査より推計</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、高度な公共性を有する社会保険診療提供体制を確保していくためには、本措置の存続による下支えが有効である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>地域の医療提供体制を維持する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>地域の医療提供体制の維持ができている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和27年度創設、毎年要望の結果、存続</p>
<p>ページ</p>	<p>1 — 3</p>